

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 8 年度第 1 回豊中市環境保全審査会		
開 催 日 時	令和 8 年（2026 年）6 月 3 日（水）（17：00～20：10）		
開 催 場 所	第一庁舎 4 階第一会議室	公開の可否	☒ 可・不可・一部不可
事 務 局	環境部環境指導課	傍 聴 者 数	0 名
公 開 し な か っ た 理 由			
出 席 者	委員	井ノ口委員、紀伊委員、小谷委員、前迫委員、益田委員、余田委員	
	事務局	藤家部長、内田次長、片羽資源循環長、多々主幹、藤井課長補佐、上原主査、大井主査	
	その他	事業者 議題 1：6 名、議題 2：5 名	
議 題	1. （仮称）豊中市庄内計画に係る環境影響評価計画書について 2. （仮称）服部緑地第 3 駐車場エリア整備工事整備内容の一部変更に係る 影響評価検討準備書について 3. その他		
審議等の概要(主 な発言要旨)	別紙のとおり		

【事務局】

定刻通り、令和 8 年度第 1 回豊中市環境保全審査会を開催する。今年度初の開催で、委員の交代はない。記録のため録画しているが、公表せず事務局限りで取り扱う。委員 7 名中 6 名の出席で会議は成立していることを報告する。

【会長】

委員の皆様、お忙しいところありがとうございます。本日は次第に示されている通り、2 件の環境案件とその他案件がある。進行は約 3 時間を予定しているが、迅速かつ円滑な進行に努めるので、よろしくお願いします。

案件 1: (仮称) 豊中市庄内計画に係る環境影響評価計画書

【会長】

まず案件 1「(仮称) 豊中市庄内計画に係る環境影響評価計画書」について、事業者の方から概要説明を求める。その後審議に入る。

【事業者】

～説明～

【会長】

ご説明に感謝する。この案件について、ただいまよりご意見を頂戴したい。

【委員】

7 ページの地図にある北側の四角は民家 2 軒でよいのか。予測地点について、送迎バスのみ利用する道路付近の 2 軒の民家は予測対象外とのことだが、民家や住宅が近接する場所では十分な配慮を求める。資料 2-26 の工事中の大気汚染対策で散水とあるが、風向により粉塵が飛散することも予測されるため、シート使用も合わせて検討してほしい。

【事業者】

ご指摘の通り民家は 2 軒である。送迎バスの通行量が少ないため予測対象外とした。シート使用については、ご意見を踏まえて検討する。

【委員】

概要書 2 ページのエネルギー計画について質問する。熱源に電気と都市ガスを使用するが、再生可能エネルギーの利用は考えられていないのか。もしそうならその理由を問う。また、熱のカスケード利用など省エネルギーの工夫、あるいは水道に関しても循環型利用や節水の工夫は検討されているか。

【事業者】

再生可能エネルギーとして太陽光発電パネルの屋根設置を現在検討中である。熱の CASCADE 利用や水の循環利用については、現時点では具体的な案はないが、引き続き検討を続ける。

【委員】

ぜひ省エネルギー、節水になるような工夫を計画に組み込み、修正していくことを期待する。

【委員】

2-23 ページの 176 号線を通して南側から来る場合の経路を教えてほしい。もう一点、2-27 ページの供用後の大気汚染対策で、来客車両が点検整備を行うことにより良好な状態であるとあるが、具体的に事業者としてどのような対策を行うのか教えてほしい。

【事業者】

国道 176 号線を通して南側からの来店は混雑を避けるため、現在の計画では西側からの来店を案内している。来客車両への直接指導はできないが、例えばホームページでの周知喚起などを検討する。搬入車両へは指導可能である。

【委員】

西側を回る場合は、かなり周知しないと難しいと思うので、しっかり周知をお願いします。

【委員】

今の委員の発言とも関連するかもしれないが、A 棟がスポーツジムで 24 時間営業、C 棟は飲食で夜遅くまで開く。東側と南側に住宅地があり、西側は一応公園があって緩衝帯のようになっているが、へこんだところに 2 軒だけ民家もまだ残っている中で、24 時間営業時の出入り口の交通の切り分けのようなものは何か想定されているのか。関連して光環境、光害について、どのように対応されるのか。環境影響評価事項には入っていないが、環境をトータルで考える点で補足説明をお願いします。

【事業者】

24 時間営業時の進入経路の切り分けについては、来客の出入りは敷地の東側開発道路 1 箇所のみである。現時点では特に制限は設けていない。光害については、営業終了後の店舗は順次不要な電気を消灯する。セキュリティ上必要な箇所や駐車場、通路は点灯する。開発道路の街路灯は夜間も点灯すると思われる。

【委員】

承知した。まだ具体的な話ではないが、光害も騒音と同様に住民への影響が懸念される。商業施設は周辺住民のアメニティ向上に寄与するが、光環境や騒音のコントロールが不十分だと問題が生じることもある。トータルでご検討いただき、この地域にふさわしい運営を住民にとつ

て良い環境にさせていただくことを願います。

【委員】

委員が言われた光害について、ジムの24時間営業には懸念がある。1点目の質問に関連するが、D棟エリアの広場の利用イメージができていない。バーベキューと書いてあるが、イベントもできる空間と認識してよいか。もしそうなら夜まで使用される可能性があり、周辺環境との調和が懸念されるので、利用イメージと合わせて補足してほしい。2点目は廃棄物である。学校から商業施設やスーパーが入ることで事業系ごみが格段に増えることが予想される。法令基準に照らして適正に処理できればアセス上は問題ないが、豊中市は厳しい削減目標を掲げ、エコショップ認定なども進めているので、豊中市の政策と適合した形で施設との調整なども行われる予定はあるか。

【事業者】

D棟周辺の利用状況について、D棟は地域交流スペースを設けており、自治体や地域の交流イベント等に活用を考えている。イベントがない時は休憩スペースとして利用できる。D棟の広場の夜間利用は積極的には考えていない。地域に開かれた公園広場として整備し、芝生広場などで市民がくつろげる場所、イベントでの活用も想定し、地域の賑わいとなるようなことをやっていければと考えている。廃棄物については、法令に基づいて進めることは当然だが、豊中市の目標との整合については、本日いただいたご意見をもとに今後検討を進めさせていただく。

【委員】

特に廃棄物の件は、豊中市が非常に積極的に取り組んでいるため、ぜひこの施設がそういった発信の場、成功事例となるような形でアセスの範囲外の話にはなるが、トータルでそのような政策も進めていただければと思う。

【委員】

少し質問の趣旨からずれるかもしれないが、アクセスされる方法についてである。このあたりは豊中市のコミュバスや乗り合いタクシーが走るエリアかと思うが、主に自動車でのアクセスがメインとなる施設という理解でよいか。

【事業者】

はい、現在のところ、自動車でも徒歩でも来ていただけるように整備していきたいと考えている。

【委員】

自転車利用の方も多いかと思うが、歩行者と自動車の交錯には注意していただくのが良いかと思う。あと南側の交差点「交4」はアンダーパスに入っていくような変形したところだが、説明で少し容量が小さいとあったか。容量がオーバーするケースがある場合、対策を考えていく

必要があると思うので、ご検討いただきたい。

【委員】

緑化計画について、図 2-22 を拝見した。すでに高木 10 本、25 本と具体的に示されており、積極的に 25%の緑化を進める計画で大変ありがたい。緑陰を作るとは温暖化対策にも有効で、高木を育成することは良いと思う。D 棟周辺は芝生とのことだが、高木は比較的少ない計画か。この緑地計画のビジョンについて補足説明をお願いする。

【事業者】

高木の本数は盛り込んでいるが、具体的な樹種や配置はまだ検討中である。緑陰を作るといふご指摘をいただいたので、それを踏まえて検討を進める。⑪、⑫の項目にある高木 10 本、25 本については、北側の住居を意識し、緩衝地帯とすることも意図している。いずれにしても、まだ計画段階なので、これから検討させていただく。

【委員】

緑化は景観だけでなく地球温暖化対策にも寄与する。豊中市は緑化に力を入れているので、適切な緑地計画をお願いする。植栽後すぐに高木にはならないが、5 年後、10 年後の景観や四季を感じられるもの、地域になじむような緑地景観を作っていただければと思う。

【会長】

委員からの質問は以上とさせていただくが、よろしいか。それでは環境保全審査会としての意見書案の作成に入るので、事業者の方はご退席いただく。ありがとうございました。

【事務局】

～意見書案説明～

【会長】

事務局案がまとめた意見書案は以上だが、委員の皆様よりお気づきの点があれば、ご指摘をお願いする。

【委員】

景観緑地について、建築物や広告の色彩及び形状という文言はあるが、緑地環境については触れられていないように思う。どこかに入れていただけるか。

【事務局】

入れるとすると景観もしくはその他の部分になるかと思う。緑地景観という言葉は入れづらいが、「緑地計画について十分検討し」というようなことをその他に入れるのが良いかと思うが、いかがか。

【委員】

文言として明記いただければと思うので、その他事項で結構である。あと、環境評価の中に入れるべきか分からないが、24時間営業ということで、騒音、光害も気になるところである。このあたりはどこかに入れることは可能か。

【事務局】

光害に関しては一般的な典型7公害とは少しずれるので、やはり入れるとするとその他の部分になるかと思う。「周辺の住居等に対して光害に十分配慮すること」のようなことを入れられるかと思う。

【委員】

意見としても出ていたので、入れていただく方がありがたい。よろしくお願いします。

【委員】

入れられるかどうか分からないが、もし入れられるのであればという話である。5番目の環境負荷のところに、エネルギーの利用の後に、例えば自動車以外での来店を促進するなどといった、温暖化の観点からも自動車以外の利用での来店を促すような文言がもし入るのであればお願いしたい。

【事務局】

文言追加をできるよう検討する。

【会長】

1件目の案件については以上となる。貴重なご意見に感謝する。

案件2: (仮称) 服部緑地第3駐車場エリア整備工事整備内容の一部変更に係る影響評価検討準備書

【会長】

続いて案件2「(仮称) 服部緑地第3駐車場エリア整備工事整備内容の一部変更に係る影響評価検討準備書」について概要説明を求める。その後審議に入る。

【事業者】

～説明～

【会長】

ここから委員の皆様にご意見を頂戴したい。

【委員】

変更の話の前にいくつか確認させてほしい。まず1点目、プレオープン期間中の周辺の混雑状況と、混雑対策があれば教えてほしい。2点目、入場ルートについて、ホームページに新御堂筋経由しか載っていないが、当初計画では西側からの左折入庫も想定されていたはずである。西から来る場合も新御堂経由だと交通負荷が増えると思うが、その辺りはどうなっているのか。3点目、送迎バスについて、混雑時は西側の出入り口を使い、服部緑地前の交差点で左折させない誘導をする話だったと思うが、送迎バスも南側から回って緑地公園前出口というルートなのか。4点目、北側の府道沿いに事務所のプレハブがあるが、どのような経緯でこの場所に建てられたのか。この場所は当初の準備書でレッドリストのマツバランが確認され、高木もあったはずだが、それらはどうなったのか。

【事業者】

1点目のプレオープン時の状況だが、南側道路の渋滞は当施設のオープンによるものではなく、自然渋滞と認識している。時間帯によっては南側の出入り口を閉鎖し、西側出入り口のみで運営したが、西側でも並んだ台数は最大5台程度で、道路に待つ車は出なかった。警備員も配置し交通整理も行った。2点目のホームページのルート表示は手違いで、至急修正指示を出している。3点目の送迎バスについて、一般車両は左折して新御堂方面へ回らないよう案内看板を設置し、混雑時には行灯看板を点灯して誘導している。マイクロバスは左折して、緑地公園駅の裏側へ運行している。

今のところ送迎バスが1時間に1本ということで走らせている。南側の道路が渋滞する時間帯は、ずっと渋滞しているわけではない。その逆に、車の台数を減らすという意味でのマイクロバスの運行で軽減できていると思っている。

【委員】

一般のお客さんには左折はやめてと言って、送迎バスは左折して、しかも寺内2丁目で右折負荷をかけている、というのはどうかと思った。送迎バスも南側から回った方がいいのではないか。マツバラン、プレハブ解体後の場所はどうか。

【事業者】

今事業の現場事務所が建ててあるところに、以前、ケヤキの二股のところにマツバランという植物が付いていた。その後もモニタリングしていたが、工事着工前にそのマツバランが認められなくなったと聞いている。マツバランの消滅理由は不明である。プレハブの場所は計画敷地外であり、大阪府とはまだ協議していないが、現状のままになると思う。

【委員】

水質汚濁・地下水についてお尋ねする。温泉を1日100トン、井戸を1日400トン揚水するとあるが、排水量と放流ポンプの容量について、実際の揚水量と排水量、河川への放流時の環

境基準に関してどのように担保されるのか。実際にモニタリングされるのか。そのようなことをきちんと計画されているのか。

【事業者】

揚水量と排水量はイコールで約 360 トン/日を計画している。アセス検討では、この 360 トンが不確定だったため、最大安全側としてポンプ容量 500 トンをフル稼働させた場合の河川への影響を予測し、評価基準を満たすと判断した。計画変更後も河川負荷は軽微であろうと評価している。

【委員】

実際に汲み上げる温泉水の量はどれくらいか。

【事業者】

合計排出量が計画変更後については 1 日約 395 トンと想定しており、その分地下水を汲み上げる。温泉水も混ざるが、ほとんどが地下水と考えているので、395 トンの揚水と考えている。

【委員】

井戸は 2 つあるのか。温泉井戸と普通の地下水の井戸と違うのか。
合わせて、温泉井戸はどれくらい使用される予定か。

【事業者】

ご認識のとおり、井戸は 2 つあるが、内訳は今すぐ答えられない。

【委員】

答えられないのであれば、今指摘しておきたい。水質の基準は問題ないとされているが、温泉水の場合、大阪府では特に温泉水中のホウ素濃度がかなり高いことがある。希釈しても、温泉水中にホウ素濃度が入っていないか。環境基準があり、排水時も濃度が決められているので、十分に希釈されて排水されるなら問題ないと思うが、ホウ素など温泉水由来の成分も大丈夫かどうか、きちんと見られてから予測の中に入れられた方が良いと思う。

【事業者】

ありがとうございます。温泉の分析は当然終わっており、その中でいくとメタホウ素としてだが、数値で申し上げると、0.9 ミリグラムが入っているという分析結果である。この分析結果は、人に悪影響になるかと言えば、そうではない数値である。

【委員】

温泉の塩化物イオンの濃度はどれくらいか。

【事業者】

塩化物イオンの含有量としては2116.6ミリグラムである。

【委員】

先ほどホウ素が0.9ミリグラムだったが、塩化物イオンの濃度が高い大阪の温泉にしては随分低いと思う。ホウ素濃度が低いのが、温泉水由来の成分も大丈夫か再確認してほしい。実際にホウ素は環境基準値が1ミリグラムぐらいだ。相当濃度が低いとのことなので、注意して十分に薄めて捨てられるなら全く問題ないと思うが、希釈のされ方によっては少し問題があるかもしれないので、もう一度ホウ素の濃度を見直し、十分に薄めても大丈夫かどうかをもう一度確認してほしい。

【事業者】

基準のホウ素の分析結果の確認と、排出時のホウ素の濃度について確認しておく。

【委員】

よろしくお願いします。もう一点、これは環境影響評価とは関係ないが、先ほど温泉水の揚水量がすぐ分からないと仰った。今までの経験から言うと、これは非常に良い温泉水で、大阪府で得られる温泉水としては質の良い温泉水だと思うが、経験的にこういう水は非常に湧出量が少ない。大事に使わないと枯渇するまでの時間が短いので大切に使ってほしい。

【会長】

重要な指摘を含め、事業者にとっても非常に参考になる意見だと思うので、事業者には、指摘を十分に検討し、慎重な事業実施をお願いしたい。

【委員】

サウナ施設増設による排熱について、ヒートアイランド現象などへの影響は検討されているか。駐車場の台数減少と集客増の関係はどうか。

【事業者】

排熱による周辺気象への影響は予測していない。今回の変更で来館者数の増加は見込んでいない。計画変更に伴い、既存店舗と比較して高付加価値型、料金を高くすることを考えている。その上で設定した来客数から著しい増加はないと想定している。当然、面積から考えると来客数は増えるが、増える分の料金を高くすることで適切なコントロールを行えると考えている。

【委員】

サウナ増設の目的は何か。

【事業者】

もともとの従来型は、料金設定を低めに設定し、多くの方に来ていただくことを基本的な想定としていた。今回は高付加価値型ということで、混雑をなるべく低減させ、より多くの方に楽しんでいただくという形で今回の変更としている。

【委員】

一方で、この事業自体は一定の集客力などを考えての施設だったと思う。矛盾というか、どの辺りが目標に定める集客というか、あるべき施設になるのかが少し揺らいでいるようにも感じる。ともかく、来客数について著しく増えるとか、そういうことを想定した変更ではないので、その点については問題ないという理解でよいのか。

【事業者】

はい、その通りである。

【委員】

先ほどの委員の質問にも関連するが、駐車場の台数を立体の方で14台減らしているが、具体的にこの14台はどのあたりを減らしているのか。そんなに集客がないのであれば14台だけでなく、もっと減らしてもいいのではないか。この施設は何のために建てたのかという質問と、その回答を聞いてもしっくりこない。より多くの方に利用していただくために施設を作り、サウナは今需要があり人気があるので、サウナ棟なども作っていると思うが、そうすると、多くのお客さんが来ると考えられる。駐車場の台数を減らしても、来る人が多くなると、質問にもあったように渋滞も予測されるのではないかと思う。そのあたりはどう考えるか。

【事業者】

先にまず駐車台数の話をすると、当初のアセスの計画時の駐車台数は、当初の立体駐車場の区画数だったのだが、設計を進めていく中で14台減ってしまったのが実際のところである。今回の対象事業の目的は4ページに記載しているが、1番下の段落にある通り、公園のポテンシャルを生かして賑わい施設などを設置し、集客力向上に寄与する施設、公園利用者の利便性に資することである。今回、温浴施設を設置することをコンセプトとしている。このコンセプトは、基本的に新しい公園利用者の呼び込み、利便性を向上させることが基本的な方向性である。

【委員】

集客力向上と書いてあるので、新しくサウナ棟を作ることによってより多くの方が来られるかもしれないので、やはり交通を含めてもう一度検討をお願いします。

【委員】

サウナ棟は個室サウナで予約制か。樹木伐採分以上の植栽はどこに増やすのか。

【事業者】

サウナは個室ではなく一般利用である。家族棟は個室で予約制である。植栽は屋上緑化や散策路周辺に増やす。

【委員】

植物の場合、密度を上げすぎると成長が悪くなることもあるので、留意してほしい。

【事業者】

はい。植栽の業者とも詳しく相談しながら計画立案している。

【委員】

温泉水の利用量について、営業時間短縮で温泉水の使用量も減らせるか。サウナ棟のフォトモンタージュがないのはなぜか。伐採計画について、高木の伐採本数と CO₂吸収量の説明に疑問がある。

【事業者】

温泉水は利用客数に応じて調整可能である。可能な限りその利用量に対して適切な汲み上げ、揚水量を設定していくものと考えている。25 ページにフォトモンタージュでサウナ棟として赤枠で囲ませてもらっている。その下にすごくうっすらだが、サウナ棟が見えると評価している。伐採するケヤキは樹高約 20m、胸高直径約 30cm で 160 本である。植栽は樹高約 3-5m、胸高直径約 5-10cm で 278 本である。CO₂吸収量は 14 年後を想定して計算した。

【委員】

初年度ではなく 14 年後を想定して吸収量を算出したということか。

【事業者】

ご認識のとおりである。

【委員】

CO₂吸収量は初年度と 14 年後の両方の値を示してほしい。

【委員】

最後のページのイメージ図の建物と散策路の間隔はどうか。ここに示されているようなイメージになるのか気になる。また、25 ページの図 5-2 (2) の写真では、キュービクルが見えるが、散策路沿いも植栽が育ち、見えなくなるまで 10 何年かかる想定か。

【事業者】

散策路の幅員は約 5m である。建物との間には 1m セットバックし緑化している。この後ろに建物はあがあるが、塀の後ろからの距離を考えると見えてこない。

【委員】

その回答からするとイメージ図のような見え方になるということか。

【事業者】

ご認識のとおり、見えない。木と並んで隠される。

図 5-2 (2) について、キュービクルがかなり目立つかと思うが、手前に植栽を植えている。この木が育ってくれば、遮蔽となってキュービクルももう少し目立たなくなるかと思う。キュービクルが見えなくなるまでとなると、10 何年まではかからない。数年でもう少し見えなくなるかと思う。

【委員】

64 本もの高木伐採は本当に必要だったのか。最小限に留める努力はできなかったのか。14 年間の環境低下期間も考慮し、丁寧な説明を求める。

【会長】

案件 2 の審議は終了する。意見書案作成のため事業者の退席をお願いする。

【事務局】

～意見書案説明～

【委員】

水質汚濁・地下水について、河川への放流は慎重に対応してほしい。ホウ素のことは少し気になるので言及したが、どれぐらい希釈するかによって、そのまま排水していいか決まってくると思うので、そのあたりはもう一度見てほしい。実態に合わせて、数字の見直しをして、どれぐらい希釈して放出するかを計算するだけでも良いと思う。温泉水の揚水量についても、許可申請時と異なる可能性があるため確認が必要である。実際こちらの水は、1 日 200 トン汲み上げるようなことがあったら、すぐに枯渇するようなタイプの温泉水なので、業者がそんな無茶をするとは思えない。

【事務局】

排水については河川に放流するということで、本来下水供用地域で下水に接続義務があるところを特別に免除する手続きを取っている。その関係で、下水道部局の方で定期的な排水検査、河川に放流する水の検査を行う。下水道部局の方とは密に連絡を取っているので、そちらの方で適切な排水がされているかどうか、引き続き監視していく計画である。

【委員】

モニタリングをきちんとされているのであれば、そちらで対応できるかと思うので、場合によっては書かなくても良いかと思うが、数値の根拠を提示する程度はやってほしい。

【会長】

その指導は事務局の方でよろしく願います。

【委員】

景観の項目で、高木伐採の必要性や緑地の質に関する配慮事項を追加してほしい。環境負荷の伐採樹木を再利用するのも大事だが、伐採自体を最小限に抑えるよう検討を求める。

【会長】

色々と貴重な指摘があったが、適正な施設ができるように、環境評価としては、意見書を十分検討し、修正したものをまた委員の方に見ていただく。

案件 3: 環境配慮制度、環境影響評価制度改定に向けた検討

【会長】

案件 3 について、事務局から説明を求める。

【事務局】

～説明～

【会長】

制度改定は短い時間で議論するには重い内容だが、次回審査会でも議論を深める。本日は 5-10 分で意見を求める。

【委員】

雨水浸透基準の廃止は惜しい。大阪府の低地では地下水が回復しているが、井戸水位は回復途上である。千里丘陵は地下水の涵養源であり、雨水浸透は重要である。緑地整備でも涵養は可能だが、廃止は慎重に検討すべきである。

【委員】

規模要件は面積だけでなく、交通や騒音などの影響の実態も踏まえて判断基準を検討すべきである。実効性向上のため、環境影響の大きさに重点を置き、その他は簡素化するなどメリハリをつけて検討すべきである。

【委員】

環境配慮制度の手続き構造について、罰則規定がないが、建築許可に義務化を組み込むなど、実効性を高める方法も検討可能である。雨水浸透基準の廃止について、緑化と雨水管理を組み合わせるなど、柔軟な措置を検討すべきである。アセスメントの既存要件は、規模だけでなく影響の大きさで判断基準を分けることも必要である。

【委員】

住民の意見を聞くことが重要である。計画書や準備書の縦覧、意見書提出、レベル3では住民との意見交換会議を設けることを検討してはどうか。修正案や補足資料提出のため、2回以上の審議も有効である。

【委員】

基準廃止は一度やめてしまうと再導入が難しいので慎重にすべきである。効果のインパクトに応じて要求内容を見直すべきだが、その効果をデータ化し、地理情報と組み合わせることで、効果を把握できる仕組みも検討すべきである。

【委員】

効果の見える化は重要である。事務局に検討を依頼する。緑地管理と表彰制度について、撤去事例があるため、インセンティブとしての表彰制度は良い方向性である。

【会長】

委員からの貴重なコメントを元に、事務局で検討し、次回に提示するよう依頼する。

【事務局】

長時間の審議に感謝する。令和8年度第1回環境保全審査会を終了する。